

## 新型コロナウイルス感染症の対応について

令和5年5月8日より新型コロナウイルス感染症は、感染症法上「5類感染症」に変更され、学校感染症の位置づけも「第二種感染症」となりました。これに伴い、本学の対応を以下の通りとします。

### 【基本的な感染対策】

- 体調が悪いときは不要・不急の外出を控え、やむをえず人と接するときにはマスクを着用して短時間とするなど、感染していた場合に多くの人に感染させることのないよう行動ください。
- マスク着用については、任意とします。ただし、下記の場面では着用を推奨します。
  - ・講義形態や実習等で担当教員が必要であると認めた場合
  - ・感染症が流行している場合
  - ・通学時に混雑した電車やバスを利用する場合
  - ・学修活動等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合
  - ・基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望する場合
- 各棟1階に検温器と手指消毒薬を設置しています。活用ください。
- 「換気」などの対策も引き続き行います。ご協力ください。

### 【出席停止措置について】

- 新型コロナウイルス感染症に罹患した場合は、「発症した後5日を経過し、かつ、症状軽快後1日を経過するまで出席停止」とします。
  - \* 診断を受けたら、速やかにweb報告を行い、登校再開後は「学校感染症罹患証明書」もしくは「罹患したことが分かる書類(診療報酬明細書など)」を保健室へ持参ください。
- 発熱など症状がある時は、他者との接触を極力控え、医療機関を受診してください。
  - \* 症状が軽く受診する必要がない場合は、抗原検査キットの活用を推奨します。
- 体調不良や濃厚接触者など、感染が確認されていない人の出席停止措置は行いません。

上記対応を原則としますが、学外実習など授業形態によっては対応が異なる場合があります。担当教員の指示に従ってください。

令和5年5月24日  
南九州学園